

中野市民霊園合葬式墓地施設



1体用納骨壇



2体用納骨壇



中野市では、少子化や核家族化によってお墓の承継や祭祀を続けていくことが難しいご家庭が増え、また、納骨したお墓の維持管理についても困難な場合があることから、中野市民霊園敷地内に合葬式墓地(納骨施設)を整備しました。

① 合葬式墓地の特徴

- ・従来のお墓とは異なり、多くのお骨を施設内の納骨壇に埋蔵(個別埋蔵)し、使用期間が経過した後に、他のお骨とともに合葬(共同埋葬)し、永代に埋蔵する新しい形の納骨施設です。(個別埋蔵せず、直接共同埋蔵も可能。)
- ・使用に際しては、縁故者の有無に関係なく生前に申し込みができるほか、市が施設管理を行うため、納骨後の維持管理の心配がありません。(管理料は無料です。)
- ・墓石を立てる必要がなく、宗教や宗派に関係なくご利用いただけます。
- ・個別埋蔵は1体用、2体用(夫婦等)の納骨壇を選ぶことができます。

② 埋蔵方式・費用(使用料・管理料)

埋蔵方式	使用料		管理料 (焼骨1体につき)
	(焼骨1体につき) 申請者が市内に住所を 有する者である場合	(焼骨1体につき) 申請者が市内に住所を 有する者でない場合	
個別埋蔵場所に埋蔵 する場合(許可日から 20年間)	150,000円	225,000円	無料
個別埋蔵場所の埋蔵 期間を延長する場合 (10年間)	150,000円	225,000円	無料
共同埋蔵場所(地下) に埋蔵する場合	50,000円	75,000円	無料

※市内に住所を有する者でない場合は、本籍地が中野市でないと利用できません。

③ 申 込 資 格 ・ 必 要 書 類

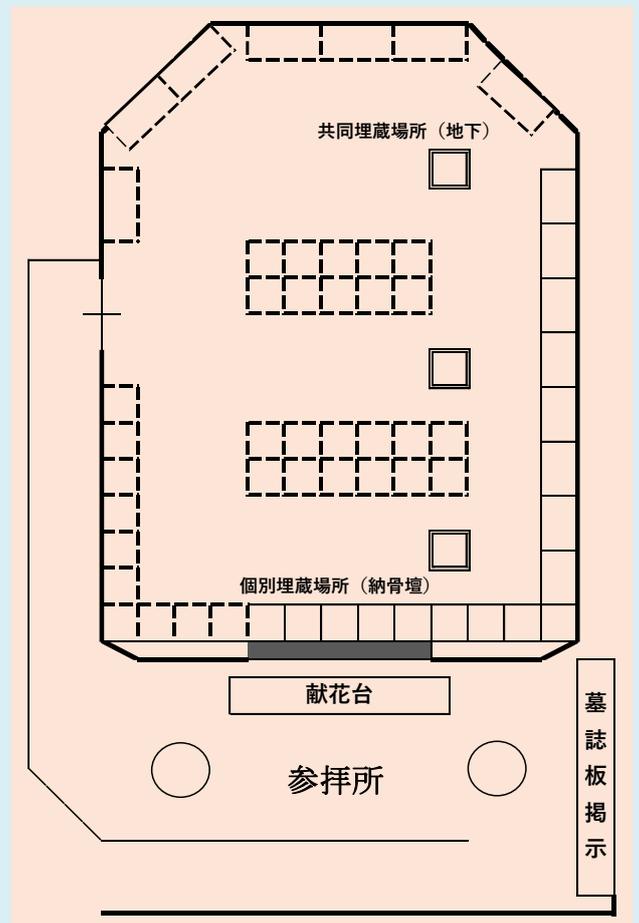
申請をする資格がある方		必要書類等 (必要に応じその他の書類を求める場合があります)
焼骨を お持ちの方	市内に本籍又は住所を有する方	① 中野市霊園合葬式墳墓使用許可申請書 ② 申請者の住民票の写し(本籍の記載があるもの)
生前 申込の方	市内に本籍又は住所を有する方で、 申請者と焼骨が埋蔵される方が同一人 でない場合	① 中野市霊園合葬式墳墓使用許可申請書 ② 申請者の住民票の写し(本籍の記載があるもの)
	市内に本籍又は住所を有する方で、 申請者と焼骨が埋蔵される方が同一人 である場合 ※立会人を決めてから申請いただく必 要があります	③ 中野市霊園合葬式墳墓立会人選定届 ④ 立会人の住民票の写し(本籍の記載があるもの)

④ 合 葬 式 墓 地 施 設 概 要

所在地 中野市大字片塩 1000 番地(中野市民霊園内)
 建設年度 令和元年度
 構造: 鉄筋コンクリート造
 建築面積: 47.54 m²
 延床面積: 35.25 m²
 納骨施設: 個別埋蔵 144 体(2体用含む)
 共同埋蔵 2,000 体

合葬式墓地配置図

※点線は今後増設予定の納骨壇です。



問合せ先: 中野市役所 くらしと文化部 生活環境課 電話 0269-22-2111 (内線 245)